

薬事分科会審議参加規程・運用の見直しの論点

(第11条関係)

1. 現在、委員からの申告について、製薬企業等(申請企業)に確認する仕組みを試行的に導入しているが、これを本格的に導入することとしてはどうか。

2. 1. のとおり本格的に導入する際、確認の対象を競合企業にまで拡大してはどうか。